

価 格	880万円 (坪単価: 26.7万円)
土地面積 (公簿)	108.91㎡ (32.95坪)
交 通	伊豆箱根鉄道駿豆線【三島二日町駅】1.6km
学 区	向山小学校・錦田中学校
物件所在	三島市谷田665-55
概 要 (土地)	
都市計画	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域
建蔽率/容積率	50% / 80%
他の法令上の制限	建築基準法第22条区域・静岡県建築基準条例
条件等	現況渡し
現況/引渡日	更地 / 即時
道 路	北側/幅員4.0m/接道長約7.9m/公道 (1項1号)
土地権利	所有権
地 目	宅地
設 備	東京電力・静岡ガス・公営水道・公共下水道
備 考	

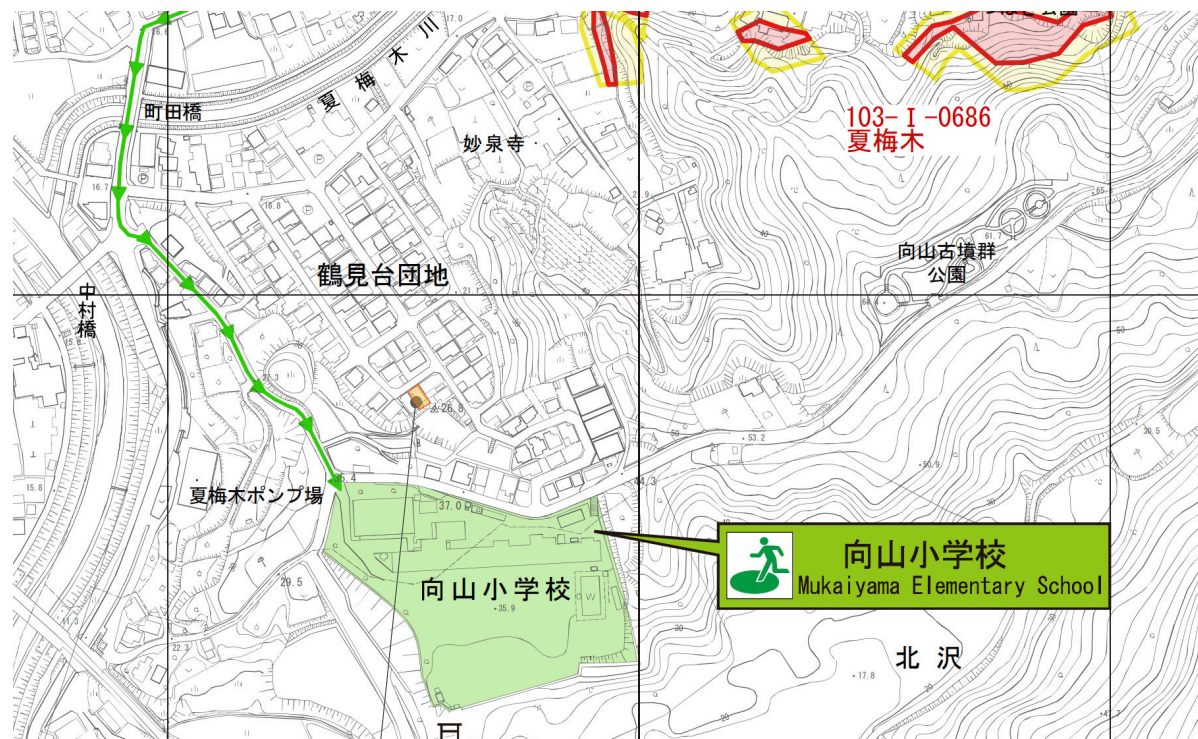
※物件案内書と現況に相違がある場合は現況を優先します





鶴見公園

三島市ハザードマップ

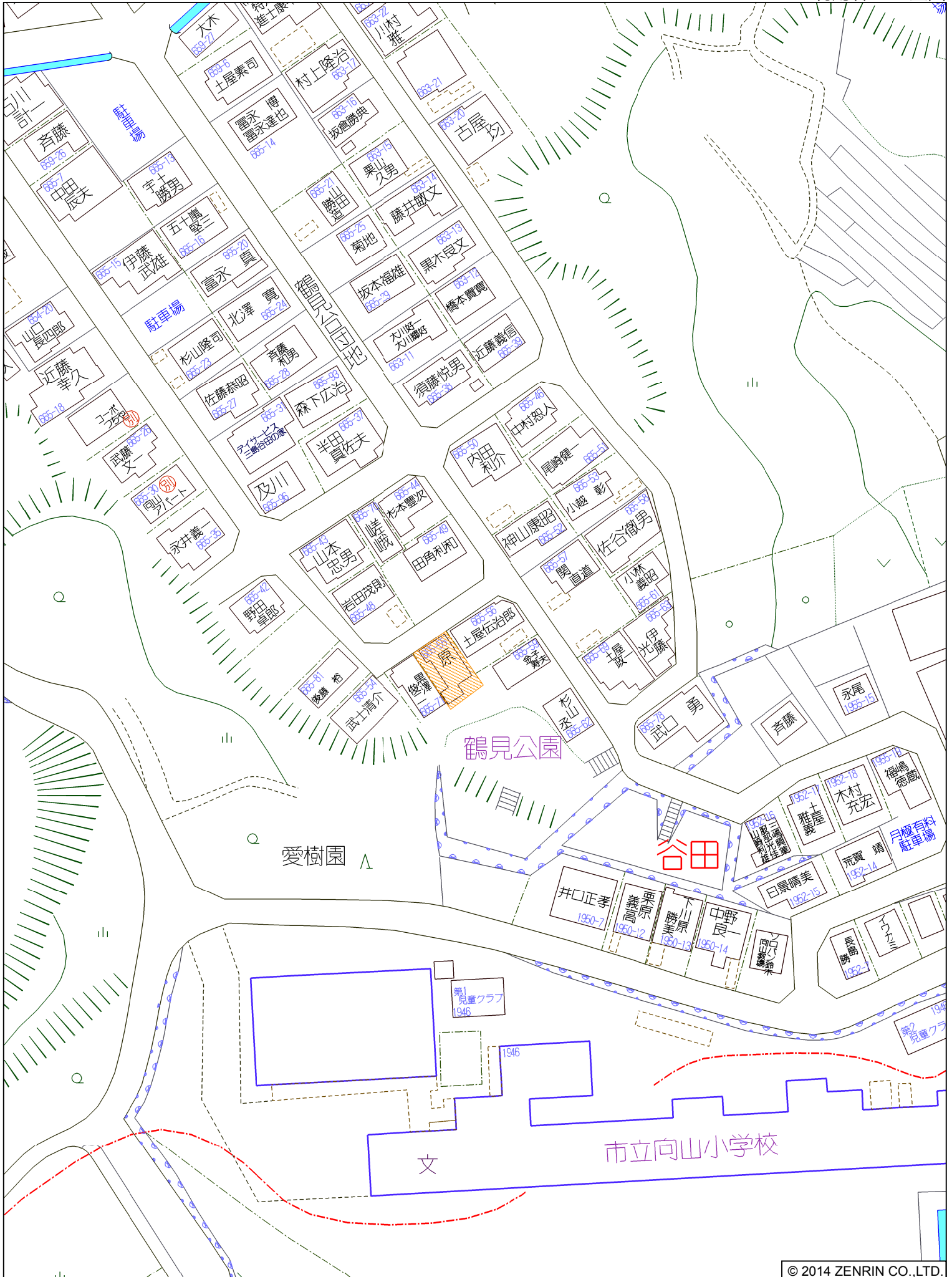


対象物件 

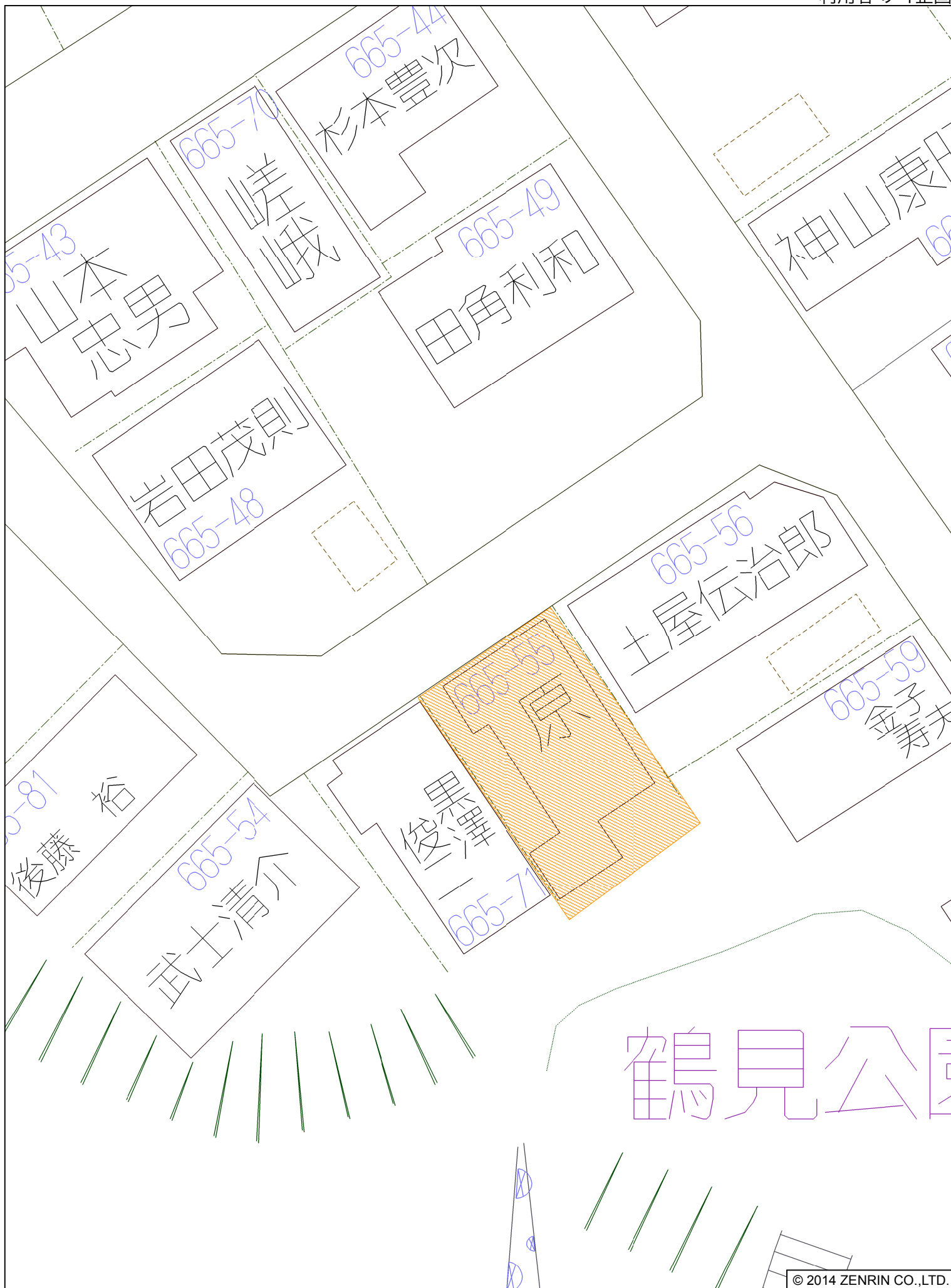
凡例 対象物件 

土砂災害特別警戒区域 

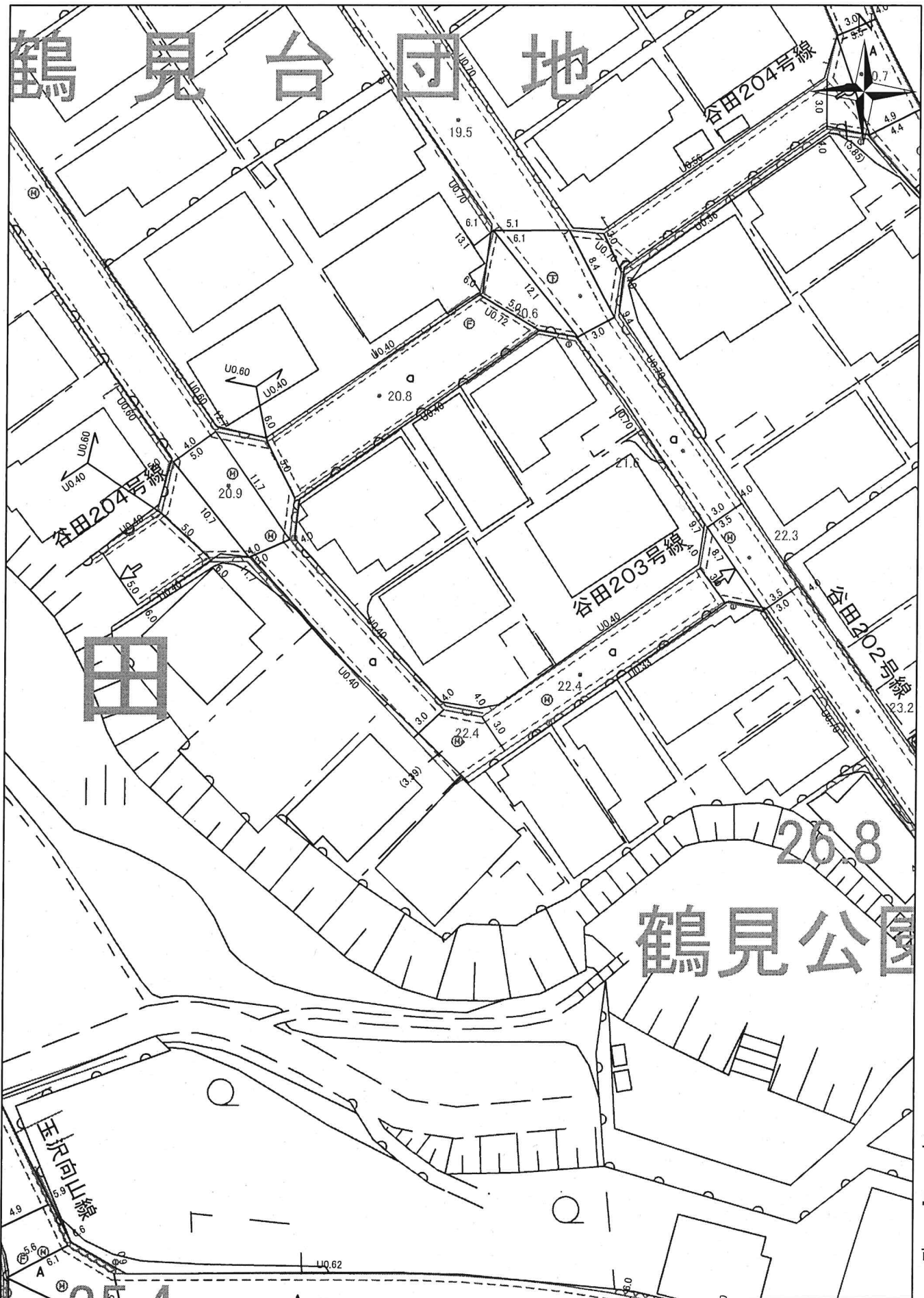
土砂災害警戒区域 



三島市谷田付近

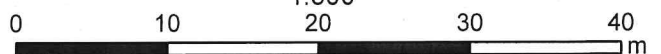


三島市道路台帳図



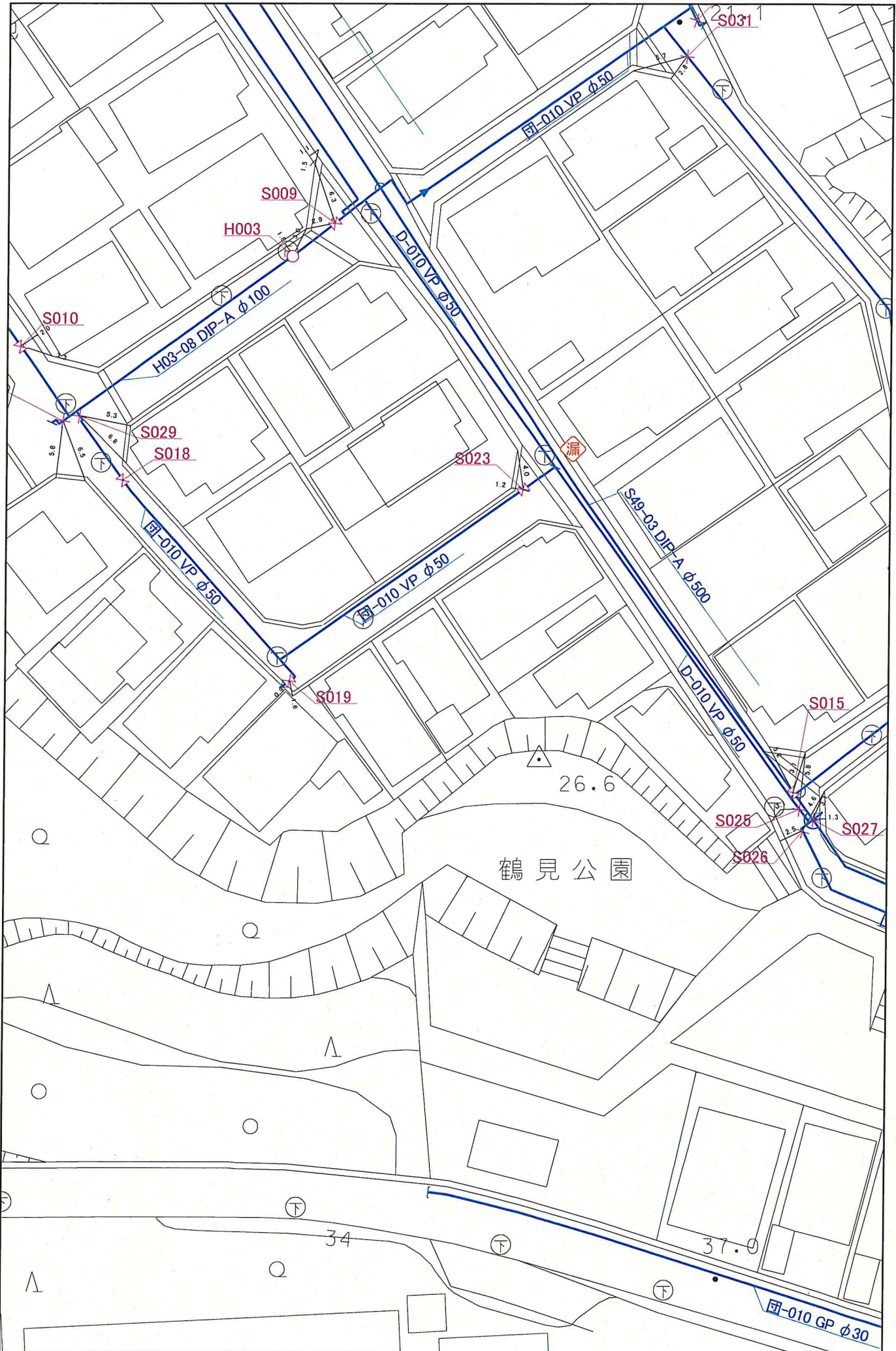
本道路台帳図は、概ねの位置を示しております。
 道路工事等により現況と異なる場合がありますので
 位置情報等は現地でご確認ください。
 なお、本道路台帳図を許可なく複製、転載、配布することを禁じます。

1:500

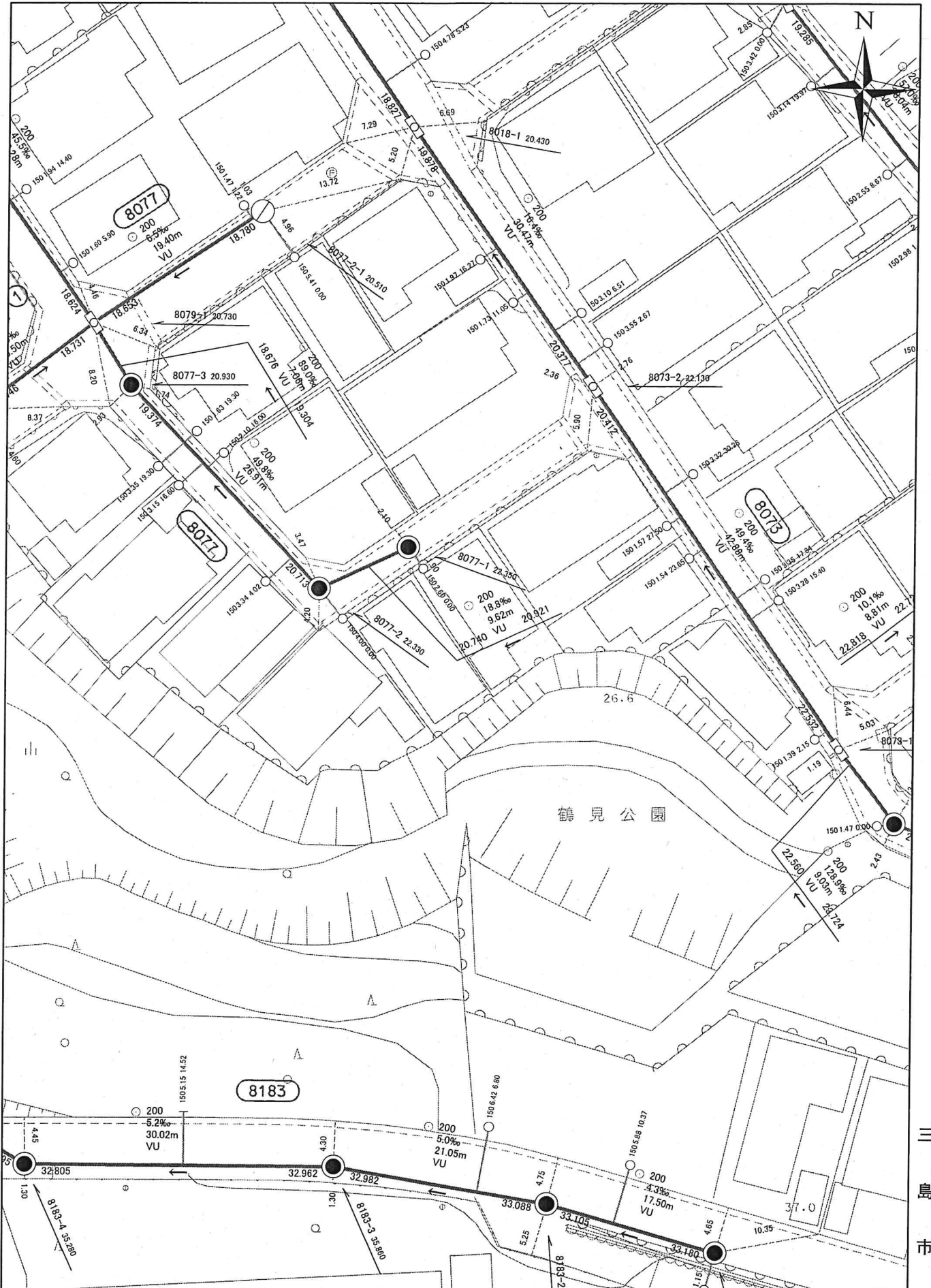


令和2年11月17日

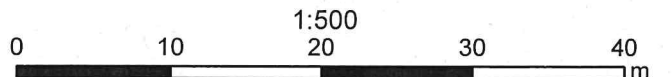
三
島
市



三島市公共下水道台帳図



本公共下水道施設平面図は、下水道管等の概ねの位置を示しております。また、下水道工事や道路工事等により現況と異なる場合がありますので位置情報等は現地でご確認ください。なお、本施設平面図を許可なく複製、転載、配布することを禁じます。



令和2年11月17日

有限会社 アイ企画 御中 高野 様

利用者: アイ企画

FAX: 055 - 976-5301

お問い合わせ物件の前面道路に **都市ガス本管** は

ございます 径 50 ミリ

ございません

図示の位置に都市ガス本管がございます。
都市ガスご利用の際はご連絡ください。

※ 延長希望の際は必ず着工前にご連絡ください。
(施工まで約1ヵ月かかります)

※ 舗装の状態によっては延長ができない場合もございます。

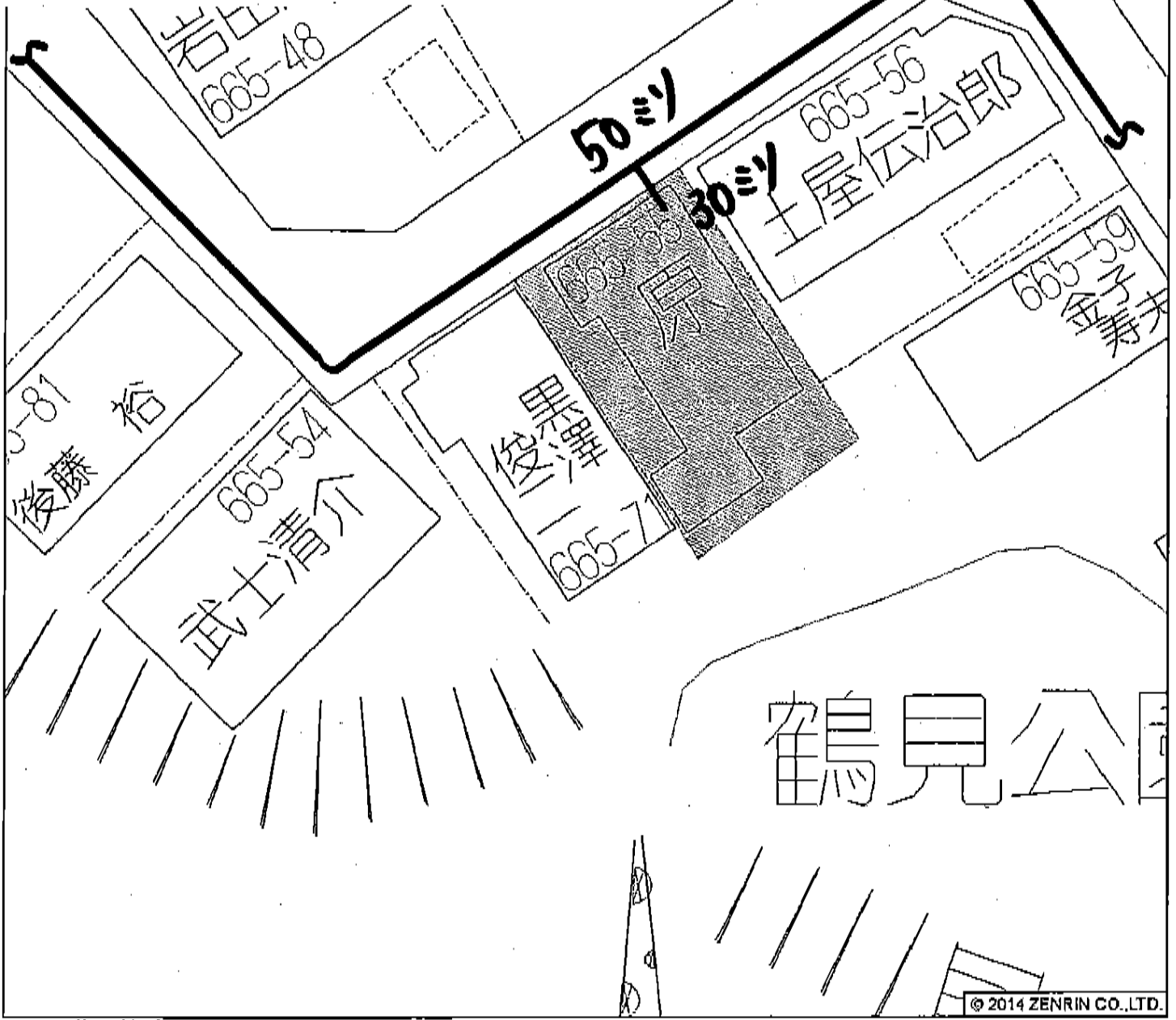
物件への **引き込み管** は

ございます 径 25 ミリ

ございません



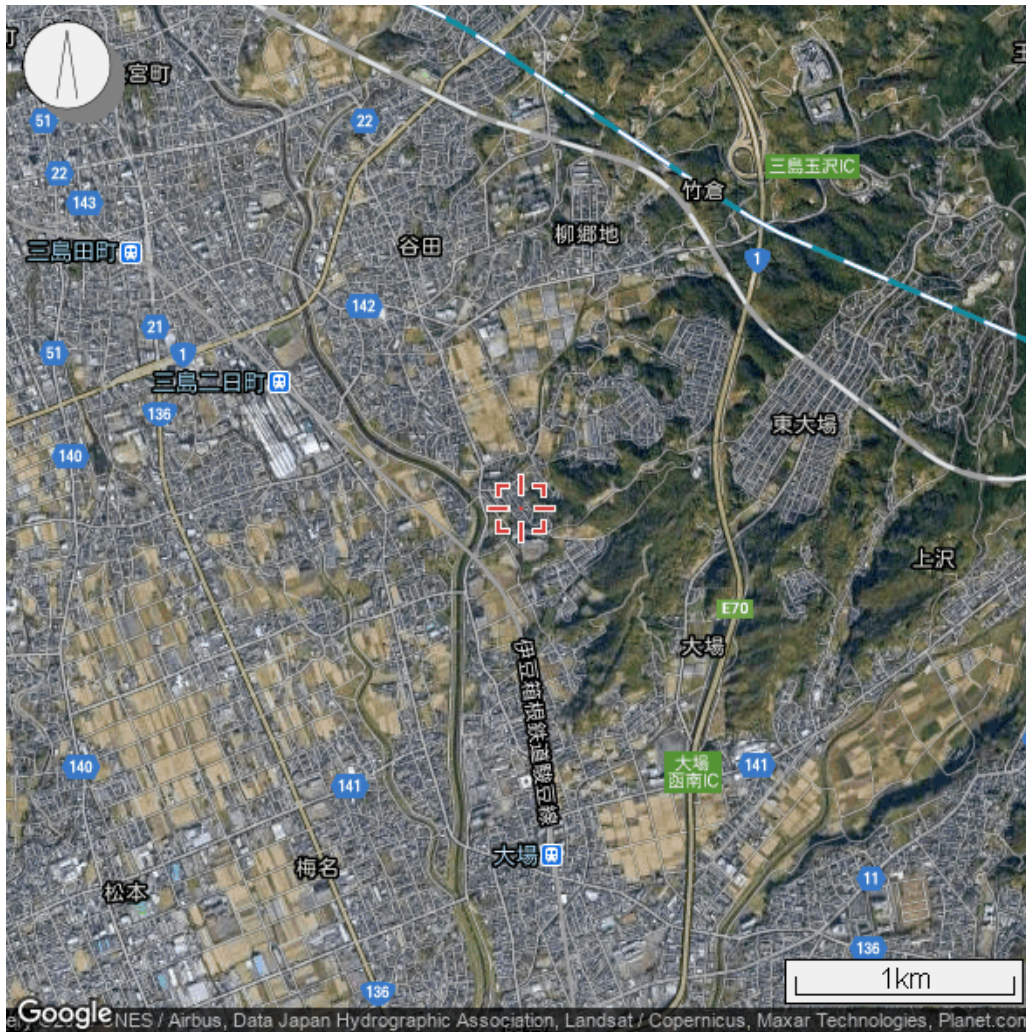
静岡ガス株式会社 東部支社 ルート開発グループ
TEL: 055-927-2817 FAX: 055-927-2857



© 2014 ZENRIN CO.,LTD.

静岡県 GIS

三島市谷田665-55



主題地図名：津波災害警戒区域

GoogleMapは個人利用の目的でのみご使用いただけます。

津波災害警戒区域及び 津波災害特別警戒区域

■ 津波災害警戒区域

■ 津波災害特別警戒区域

静岡県 交通基盤部 河川企画課
TEL：(054) 221-3202

津波災害警戒区域等の指定
[詳細はこちらをクリック](#)

【津波災害警戒区域】

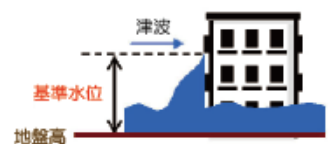
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下、「法」という。）」第 72 条第 1 項に基づき区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【津波災害特別警戒区域】

- 「津波災害特別警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下、「法」という。）」第 72 条第 1 項に基づき区域です。
- 津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の建築物の建築とそのための開発行為、又は用途の変更の制限をすべき区域です。
- 「津波災害特別警戒区域」には、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築とそのための開発行為を制限する「オレンジゾーン」と、地域の選択として、住宅等の建築とそのための開発行為の制限等を市町村条例で実施することができる「レッドゾーン」があります。
- この資料は、オレンジゾーンに係るものです。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成 24 年度時点の海岸における 3D 電子地図、基礎地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。